

令和5年4月13日

保護者の皆様

豊見城市立ゆたか小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

児童に発熱等の風邪症状がある場合の登校について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃から本校教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、発熱等の風邪症状がある場合の登校等について、当面の間は下記のとおりとなりますので、ご確認くださいませようお願いします。

なお、ご存じのとおり新型コロナウイルスの5類移行に伴う対応の変更が政府によって検討されています。それによる学校での新たな対応が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

記

1 これまで同様、児童の朝の健康観察と検温を行い、健康観察シートに記入の上児童に持たせてくださるようお願いいたします。

(1) 児童に**発熱やのどの痛み、せき等の風邪症状**が見られる場合は、学校をお休みさせていただきます。

(2) 児童に**発熱等の風邪症状**がある場合は、できるだけ速やかに病院受診をするようお願いいたします。

2 発熱等でお休みしたときの出席簿上の取り扱いについて

(1) 原因がわかるまで

症状のある者	本人	同居家族（兄弟姉妹）
発熱、 風邪症状	【出席停止】	【登校可能】 ※ただし、同居家族が新型コロナウイルス感染症の可能性のある場合は、【出席停止】

(2) 原因がわかったら

本人の症状	本人	同居家族（兄弟姉妹）
新型コロナウイルス感染症	【出席停止】 発症日を0日とし7日間、かつ症状軽快後24時間経過するまで*	【出席停止】 最終接触日を0日とし5日間 ※2日目と3日目に抗原検査(医療用)による陰性を確認したら、3日目に登校可
インフルエンザ	【出席停止】 発熱した日を0日とし5日間、かつ解熱後2日経過するまで*	【登校可能】
上記2種以外の発熱、風邪症状	【欠席】	【登校可能】

○ここで言う「症状軽快」「解熱」とは、解熱剤など薬を使用しないで、症状がよくなったことをいいます。

○上記★印に関して、「出席停止期間早見表」を裏面に記載しています。

○新型コロナウイルス感染症に関する対応の詳細は、令和4年12月7日付け改訂版「新型コロナウイルスに関する基本的な対応」をご確認ください。

(学校ホームページにも掲載しています。)

裏面をご確認ください。

発熱等の症状がある場合の出席停止期間早見表

(令和5年4月13日現在)

保存版

1 新型コロナウイルス感染症の場合

(1) 有症状

発症日を0日とし7日間、かつ症状軽快後24時間経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症			→	症状軽快			→	登校可能		
発症				→	症状軽快		→	登校可能		
発症					→	症状軽快	→	登校可能		
発症						→	症状軽快	→	登校可能	
発症							→	症状軽快	→	登校可能

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、風邪症状が改善した場合をいいます。

(2) 無症状

検体採取日を0日として、7日間

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検体採取								登校可能		

※ 5日目に抗原検査(医療用)による陰性を確認したら、6日目に登校可能

(3) 無症状から有症状になった場合

有症状となった日(発症した日)を0日として、上記(1)有症状の場合が適用されます。

2 インフルエンザの場合

発熱した日を0日とし5日間、かつ解熱後2日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発熱	→ 解熱				→	登校可能				
発熱		→ 解熱			→	登校可能				
発熱			→ 解熱		→	登校可能				
発熱				→ 解熱		→	登校可能			
発熱					→ 解熱		→	登校可能		
発熱						→ 解熱		→	登校可能	

※解熱とは、解熱剤を使用せずに、解熱した場合をいいます。

3 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザでない発熱等の場合

解熱剤を使用せずに解熱した翌日より登校可能。
(医師の指示がある場合は、それに従ってください。)